

石川県公報

令和3年10月26日

第13451号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

目		次	
告 示		衆議院小選挙区選出議員選挙 石川県第2区選挙長	
○自衛官候補生の募集	(市町支援課)	1	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	2	
公 告		衆議院小選挙区選出議員選挙 石川県第3区選挙長	
○令和3年度毒物劇物取扱者試験公告	(薬事衛生課)	3	
○大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経営支援課)	3	
○大規模小売店舗の変更の届出の公告	(同)	4	
○国土調査の成果認証公告	(農業基盤課)	5	
○道路の位置の指定公告	(建築住宅課)	5	
選挙管理委員会		衆議院比例代表選出議員選挙 石川県選挙分会長	
○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時		5	
○衆議院比例代表選出議員選挙における石川県選挙分会の場所及び日時		6	
○最高裁判所裁判官国民審査における石川県審査分会の場所及び日時		6	
衆議院小選挙区選出議員選挙 石川県第1区選挙長		衆議院比例代表選出議員選挙 石川県選挙分会長	
○衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第1区における選挙会の選挙立会人となる者を定めるくじを行う場所及び日時		6	
			○衆議院比例代表選出議員選挙における石川県選挙分会の選挙立会人となる者を定めるくじを行う場所及び日時
			7

告 示

石川県告示第401号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和3年度自衛官候補生採用試験の試験期日、募集期間、試験場等を次のとおり告示する。

令和3年10月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験期日及び募集期間

令和4年3・4月採用予定者

(令和3年11月～令和4年1月実施分)

試験期日	募集期間
令和3年11月27日	令和3年11月24日17時まで
〃 12月18日	〃 12月15日17時まで
令和4年1月15日	令和4年1月12日17時まで

2 試験場

金沢新神田合同庁舎

3 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊石川地方協力本部から志願票を受け取り、これに所定の事項を記入して、自衛隊石川地方協力本部に提出すること。

4 その他

応募手続その他詳細についての問合せ等は、市役所若しくは町役場、自衛隊石川地方協力本部又は石川県総務部市町支援課に行くこと。

石川県告示第402号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和3年10月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 鮭尾急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次直線で結んだ線、標柱14号及び標柱15号を主要地方道輪島山田線に沿って結んだ線、標柱15号から標柱17号までを順次直線で結んだ線、標柱17号及び標柱18号を町道鮭尾2号線に沿って結んだ線、標柱18号から標柱21号までを順次直線で結んだ線並びに標柱21号及び標柱1号を直線で結んだ線により囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地	標 柱 番 号
鳳珠郡能登町字鮭尾六字（下代）38番3	1号
〃 〃 〃 リ字 29番	2号
〃 〃 〃 〃 〃	3号
〃 〃 〃 〃 〃	4号
〃 〃 〃 〃 28番	5号
〃 〃 〃 〃 〃	6号
〃 〃 〃 〃 〃	7号
〃 〃 〃 〃 27番	8号
〃 〃 〃 〃 26番	9号
〃 〃 〃 ヌ字 5番	10号
〃 〃 〃 〃 9番	11号
〃 〃 〃 〃 12番甲	12号
〃 〃 〃 〃 〃	13号
〃 〃 〃 六字（下代）11番1地先水路敷	14号
〃 〃 〃 〃 17番2	15号
〃 〃 〃 〃 17番1	16号
〃 〃 〃 〃 20番4	17号
〃 〃 〃 〃 34番1	18号
〃 〃 〃 〃 〃	19号
〃 〃 〃 〃 〃	20号
〃 〃 〃 〃 38番1	21号

（当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課及び石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

2 大額急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱19号までを順次直線で結んだ線並びに標柱19号及び標柱1号を直線で結んだ線により囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地	標 柱 番 号
金沢市大額町ヲ16番3地先道路敷	1号
〃 〃 〃16番3	2号
〃 〃 〃 〃	3号
〃 〃 〃16番1	4号

〳 〳 〳16番1地先道路敷	5号
〳 〳 〳57番	6号
〳 〳 〳54番	7号
〳 〳 〳51番2	8号
〳 〳 〳49番	9号
〳 〳 〳48番	10号
〳 〳 〳17番48	11号
〳 〳 〳17番48地先道路敷	12号
〳 〳 〳17番6	13号
〳 〳 〳17番19	14号
〳 〳 〳17番17	15号
〳 〳 〳17番15	16号
〳 〳 〳17番12地先道路敷	17号
〳 〳 〳17番11	18号
〳 〳 〳17番9	19号

（当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課及び石川県県央土木総合事務所河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

令和3年度毒物劇物取扱者試験公告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、令和3年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和3年10月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験の日時

令和4年2月10日（木）午後1時から午後4時30分まで

2 試験会場

金沢市鞍月2丁目1番地

石川県地場産業振興センター

3 出願に関する書類の受付期間

令和3年11月29日（月）から12月13日（月）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

4 出願に関する書類の提出先

(1) 金沢市に居住する者

石川県健康福祉部薬事衛生課

(2) 金沢市以外に居住する者

最寄りの石川県保健福祉センター又は石川県健康福祉部薬事衛生課

5 その他

試験実施案内等の請求、詳細な点についての問合せ等は、最寄りの石川県保健福祉センター又は石川県健康福祉部薬事衛生課へすること。

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

令和3年10月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
パローショッピングセンター金沢大桑 (Aゾーン)
金沢市大桑三丁目114番 外48筆
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社パロー
代表取締役 田代 正美
岐阜県多治見市大針町661番地の1
ほか4者
(変更後) 株式会社パロー
代表取締役 田代 正美
岐阜県多治見市大針町661番地の1
ほか2者
- 3 変更の年月日
平成30年3月15日ほか
- 4 変更する理由
小売業者に変更が生じたため
- 5 届出年月日
令和3年10月18日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
令和3年10月26日から令和4年2月26日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和4年2月26日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和3年10月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
パローショッピングセンター金沢大桑 (Aゾーン)
金沢市大桑三丁目114番 外48筆
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 位置 縦覧による
収容台数 311台
(変更後) 位置 縦覧による
収容台数 254台
 - (2) 駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 位置 縦覧による
出入口の数 5箇所
(変更後) 位置 縦覧による。
出入口の数 3箇所

- 変更する年月日
令和4年6月19日
- 変更する理由
余剰駐車場の整理のため
- 届出年月日
令和3年10月18日
- 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課
- 届出等の縦覧期間
令和3年10月26日から令和4年2月26日まで
- 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和4年2月26日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

国土調査の成果認証公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和3年10月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
金沢市	平成30年6月1日から令和2年3月31日まで	金沢市（夕日寺Iその1）の地籍図及び地籍簿	御所町及び東長江町の各一部	令和3年10月26日
かほく市	平成29年5月19日から平成31年3月31日まで	かほく市（高松I-1）の地籍図及び地籍簿	高松の一部	〃

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
令和3年10月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
輪島市宅田町九字38番9	幅員 6.00m 延長 49.26m	七尾市上府中町ス8番地1 株式会社アントール	令和3年10月7日

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第76号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により次のとおり告示する。

令和3年10月26日

石川県選挙管理委員会

選挙区	選挙会の場所	選挙会の日時
石川県第1区	金沢市鞍月1丁目1番地	令和3年11月2日 午前9時30分
石川県第2区	石川県庁1101会議室 (行政庁舎11階)	令和3年11月2日 午前10時
石川県第3区		令和3年11月2日 午前10時30分

石川県選挙管理委員会告示第77号

令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における石川県選挙分会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により次のとおり告示する。

令和3年10月26日

石川県選挙管理委員会

- 場所 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁1101会議室（行政庁舎11階）
- 日時 令和3年11月2日 午前11時

石川県選挙管理委員会告示第78号

令和3年10月31日執行の最高裁判所裁判官国民審査における石川県審査分会の場所及び日時を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第34条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により次のとおり告示する。

令和3年10月26日

石川県選挙管理委員会

- 場所 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁1101会議室（行政庁舎11階）
- 日時 令和3年11月2日 午前11時30分

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第1区選挙長

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第1区選挙長告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定により、令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第1区における選挙会の選挙立会人となる者を定めるくじを行う場所及び日時を同法第76条において準用する同法第62条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和3年10月26日

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第1区
選挙長 坂井美紀夫

- 場所 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県庁 石川県選挙管理委員会室（行政庁舎5階）
- 日時 令和3年10月29日（金）午前9時30分

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第2区選挙長

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第2区選挙長告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定により、令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第2区における選挙会の選挙立会人となる者を定めるくじを行う場所及び日時を同法第76条において準用する同法第62条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和3年10月26日

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第2区
選挙長 坂井美紀夫

- 場所 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県庁 石川県選挙管理委員会室（行政庁舎5階）
- 日時 令和3年10月29日（金）午前10時

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第3区選挙長

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第3区選挙長告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定により、令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第3区における選挙会の選挙立会人となる者を定めるくじを行う場所及び日時を同法第76条において準用する同法第62条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和3年10月26日

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第3区
選挙長 坂 井 美 紀 夫

- 場 所 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県庁 石川県選挙管理委員会室（行政庁舎5階）
- 日 時 令和3年10月29日（金）午前10時30分

衆議院比例代表選出議員選挙石川県選挙分会長

衆議院比例代表選出議員選挙石川県選挙分会長告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定により、令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における石川県選挙分会の選挙立会人となる者を定めるくじを行う場所及び日時を同法第76条において準用する同法第62条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和3年10月26日

衆議院比例代表選出議員選挙石川県選挙分会
選挙分会長 吉 田 隆 一

- 場 所 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県庁 石川県選挙管理委員会室（行政庁舎5階）
- 日 時 令和3年10月29日（金）午前11時

